

令和5年度 文教委員会資料

【議案第6号】

川崎市コミュニティセンター条例の制定について

参考資料 大師地区複合施設・田島地区複合施設について

市 民 文 化 局

(令和6年2月8日)

1 経緯等

(1) 令和2(2020)年3月「川崎市役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針」

<機能・体制等の再編に向けた基本的な考え方>

- ①支所・地区健康福祉ステーションの申請・届出業務を川崎市役所に一元化
- ②支所は地域に密着した取組を推進、共に支え合う地域づくりを推進する身近な拠点とする
- ③支所庁舎の建替えに向けた取組を推進

(2) 令和3(2021)年5月「川崎市役所及び支所の機能・体制等に関する実施方針」

<機能再編や支所庁舎建替え等に関する取組内容やスケジュールについて記載>

- 機能再編後の支所で取り扱う業務
- 機能再編後の川崎市役所庁舎の方向性
- 支所庁舎と複合化する公共施設
 - ・大師：大師こども文化センター、大師老人いこいの家、大師一般環境大気測定局
 - ・田島：田島こども文化センター、田島老人いこいの家

(3) 令和4(2022)年8月「大師地区複合施設・田島地区複合施設 整備・運営基本計画」

<新施設の基本方針～整備・運営のめざすべき方向性>

- 地域に親しまれ、誰もが気軽に立ち寄りたくなる「地域のシンボルとなる拠点」
- 普段も、いざという時も頼りになる安全安心な「暮らしの拠点」
- 子どもが健やかに成長できる、誰もが元気でいられる「笑顔の拠点」
- 交流や学びから、新たな価値が生まれる「つながりの拠点」
- 世代を超えて承継される「地域で受け継がれる拠点」

<施設概要>

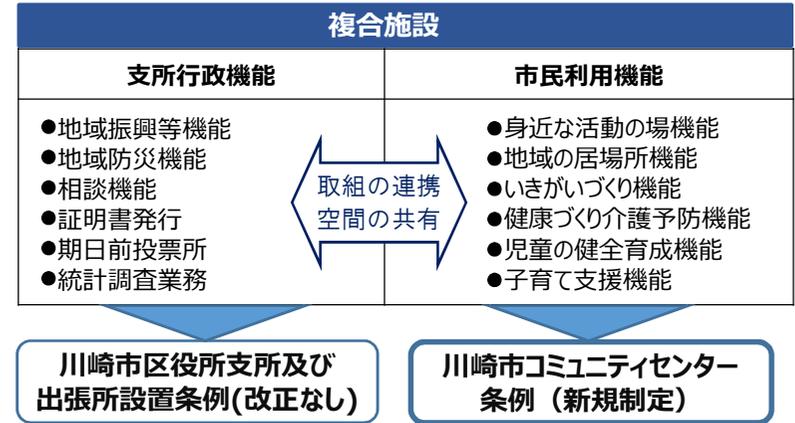
- 延床面積：1,800～2,000㎡程度
 - ・支所行政機能提供スペース：会議室、防災備蓄倉庫、相談室等
 - ・市民利用機能提供スペース：動的活動スペース、静的活動スペース、乳幼児室・授乳室、市民活動コーナー、多目的活動・飲食スペース、図書スペース等
 - ・施設運営等スペース：執務室、倉庫、トイレ、階段等

<施設の管理運営の方向性>

- 事業者の柔軟な創意工夫やノウハウがより発揮されるよう、大師地区、田島地区でそれぞれ1者の指定管理者が運営
- 支所と指定管理者が連携し、設置目的や利用対象、地域特性を踏まえた運営、サービス提供など複合化の相乗効果を発揮
- 利用時間：支所行政機能 8:30～17:00（土日・祝・年末年始除く）
市民利用機能 9:00～21:00（年末年始除く）

2 複合施設の機能と条例の関係

地域の身近な拠点として有効利用され、地域のシンボルとなるよう、支所行政機能とも連携し、6つの市民利用機能を提供



3 条例案における施設名称と制定要旨

- 川崎市大師コミュニティセンター：川崎区東門前2丁目1番1号
 - 川崎市田島コミュニティセンター：川崎区鋼管通2丁目3番7号
- ※地域に親しまれるよう、複合施設の供用開始前に地域住民などから愛称を募集予定

児童の健全な育成及び高齢者の心身の健康増進を図るとともに、地域における市民の交流の場を提供し、もって共に支え合う地域づくりに寄与することを目的として、川崎市コミュニティセンターを設置するため、この条例を制定するものである。

4 スケジュール

	川崎市大師コミュニティセンター	川崎市田島コミュニティセンター
施設整備等事業者の募集（入札公告）	令和6年3月	令和6年10月
新施設取得の議案を市議会に提出	令和7年2月頃	令和7年8月頃
指定管理者の募集	令和7年3月頃	令和7年10月頃
指定管理者の指定議案を市議会に提出	令和7年度	令和8年度
指定管理者の指定	令和7年度	令和8年度
指定管理者による管理運営の開始	令和10年3月	令和10年9月